

## 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議傍聴要綱（案）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程第9条第4項の規定に基づき、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、50人とする。

### （傍聴の手続）

第3条 傍聴人は、受付において住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

### （傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、他の傍聴人の迷惑になり、又は会議の妨害になるような行為をしてはならない。

### （職員の指示）

第5条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

### （傍聴人の退場）

第6条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

### （違反に対する措置）

第7条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、又は退場を命じることができる。

( 補 則 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、  
会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 7 月 8 日から施行する。